ハ　規則第五十条第三号に掲げる計量士（法第二十五条第一項及び第百二十条第一項の検査を行うものに限る。）の補助者として一般特定計量器に関する計量管理の実務又は計量管理の指導の実務（法第二十五条第一項及び第百二十条第一項の検査に係るものに限る。）に従事している期間が一年以上であること。	その実務に係る計量士及びその勤務地を管轄する都道府県知事
三　規則第五十一条第三項第五号に掲げる業務	一般特定計量器（これに準ずるものを含む。）の製造又は修理に関する技術者としての実務に従事している期間が一年以上であること。	その実務に係る事業所の長及びその所在地を管轄する都道府県知事

○経済産業省告示第六十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第十八条及び第九十三条第二項の規定に基づき、及び同規則を実施するため、平成八年通商産業省告示第百四十五号（基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査に用いる基準器）

第一条　基準器検査規則（以下「規則」という。）第十八条表の一に規定する経済産業大臣が別に定める非自動はかりは、日本工業規格Ｂ七六一一―二附属書ＪＣによる。

（器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器）

第二条　規則第九十三条第二項に規定する経済産業大臣が別に定める方法は、日本工業規格Ｂ七六一一―二附属書ＪＣによる分銅又ははかりを用いて行う方法であって、基準器検査を行う都道府県知事が国立研究開発法人産業技術総合研究所にその実施に係る具体的細則を通知し、その内容について承認を得たものとする。

○経済産業省告示第六十五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第四十九条の三、第四十九条の六及び別表第四の規定に基づき及び同規則の規定を実施するため、平成十四年経済産業省告示第七十八号（計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定めるもの等）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

（氏名及び略歴の提出を要する者）

第一条　計量法施行規則（以下「規則」という。）第四十九の三第四号ロの経済産業大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一　事業所において、計量証明事業全般に対して責任を有する者

二　計量法第百九条第二号に規定する計量管理を行う者

三　事業所において、計量証明事業の品質管理に責任を有するとともに、内部監査の実施を行う者

（再認定を要しない装置等）

第二条　規則第四十九の六第一項の経済産業大臣が別に定めるものは、ガスクロマトグラフ質量分析計の所在の場所の変更（当該装置を適切に使用するために必要な施設とともに所在の場所を変更する場合に限る。）以外の変更とする。

（経済産業大臣が認めた者）

第三条　規則別表第四第六号の二第四欄の経済産業大臣が認めた者は、環境計量士（濃度関係）であって、対象物質の濃度に関する実務に六月以上従事し、かつ、国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施するダイオキシン類の計量管理に関する講習を受講した者とする。

○経済産業省告示第六十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成十九年経済産業省告示第二百十一号（計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が五メガヘルツ又は十メガヘルツのもの	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町四丁目二番一号	電磁波計測研究所 東京都小金井市貫井北町四丁目二番一号
熱量標準安息香酸	一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地	計量計測センター 東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号
メタン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が一体積百万分率以上五十体積百万分率以下のもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽園一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
プロパン標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が三・五体積百万分率以下のもの又は窒素希釈のものであって、濃度が百五十体積百万分率以上一・五体積百万分率以下のもの		
一酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が三体積百万分率以上十五体積百分率以下のもの		
二酸化炭素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が三体積百万分率以上十六体積百分率以下のもの		
一酸化窒素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が〇・〇五体積百万分率以上五体積百分率以下のもの		
二酸化窒素標準ガスのうち空気希釈のものであって、濃度が五体積百万分率以上五十体積百万分率以下のもの		
酸素標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が一体積百分率以上二十五体積百分率以下及び濃度が九十八体積百分率以上百体積百分率以下のもの		
二酸化硫黄標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が〇・一体積百万分率以上一体積百分率以下のもの及び空気希釈のものであって、濃度が〇・〇五体積百万分率以上〇・一体積百万分率以下のもの		